

議案第17号

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則
の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月25日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法」の改正に伴い「任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準」が改正されたことを踏まえ、「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」について同様の規定整備を行う。

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則
の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留」を「報告若しくは協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和3年2月13日から適用する。

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
原因	承認を与える日又は時間	原因	承認を与える日又は時間
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための報告若しくは協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力	その都度必要と認める日又は時間	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留	その都度必要と認める日又は時間
2～14 (略)	(略)	2～14 (略)	(略)
備考(略)		備考(略)	
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和3年2月13日から適用する。</p>			

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の主旨

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法」の改正に伴い「任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準」が改正されたことを踏まえ、「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」について同様の規定整備を行う。

2 改正内容

別表(第2条関係)第1号中「協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留」を「報告若しくは協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力」に改める。

3 施行時期

公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則(令和3年特別区人事委員会規則第4号)の施行の日から適用する。